⑶　入札者に要求される事項　入札に参加を希望する者は、必要な証明書等を上記３⑶の受領期限までに上記３⑶の提出場所に提出しなければならない。
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札（詳細は入札説明書に記載）
⑸　契約書作成の要否　要
⑹　落札者の決定方法　当機構の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
　ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
⑺　手続における交渉の有無　無
⑻　電子入札システムの利用　電子入札システムによる入札に参加する者は、所定の期限までに入札書類データ（証明書等を含む。）を電子入札システムにより提出しなければならない。
⑼　その他　詳細は入札説明書による。
5　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity: Kazuhiro Fujimoto, Director General of the Finance and Accounting Department, Japan Housing Finance Agency
⑵　Classification of the services to be required: 71, 27
⑶　Nature and quantity of the services to be required: Maintenance of our synthetic online system
⑷　Fulfillment date: as in the tender documentation
⑸　Fulfillment place: as in the tender documentation
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures: Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall:
①　Not come under Article 14 of J.H.F.A's Bylaw about procedures of tenders (Details described in the tender documentation)
②　Have the qualification for participating in tenders for "offers of the labor" by J.H.F.A in the fiscal year of 2013, 2014 and 2015 or have the qualification for participating in tenders for "offers of the labor" by single qualification of services for every ministry and agency in the fiscal year of 2013, 2014 and 2015.
③　Satisfies criteria in the tender documentation
⑺　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for qualification: 4: 00 p.m. 24 April, 2013
⑻　Time-limit for tender: 4: 00 p.m. 26 April, 2013
⑼　Contact point for the notice: Kiyota and Ishizaki, Contract Section, Accounting Group, Office of Accounting, Finance and Accounting Department, J.H.F.A, 1―4―10 Koraku, Bunkyo-ku, Tokyo 112―8570, Japan TEL 03―5800―8053
⑽　Acquire the electric certificate in case of using the Electric Bidding system
http://www.jhf.go.jp/financial/tender/index.html

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成25年2月27日
　契約責任者
　　日本郵便株式会社那覇中央郵便局長
　　花城　芳克
◎調達機関番号　411　◎所在地番号　47
1　調達内容　⑴品目分類番号　2　⑵品名及び数量　ガソリン　予定89,000リットル、軽油　予定18,000リットル　⑶特質等　仕様書による。⑷納入期間　平成25年５月１日から平成26年３月31日まで　⑸納入場所　入札説明書による。⑹入札・開札の日時及び場所　平成25年４月23日午後３時00分日本郵便株式会社那覇中央郵便局４階研修室
2　取引先資格　次に該当しない者であること。⑴当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。ただし、制限行為能力者であって契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。⑵日本郵便株式会社（旧郵便事業株式会社）から取引制限を受けている者でその制限期間を経過しない者　⑶会社法の特別清算の開始を命じられ、若しくは同精算開始の申立てをされ、又は破産法の破産手続開始、会社更生法の更生手続開始若しくは民事再生法の再生手続開始の申立てをし、若しくはされた者。ただし、手続終結者を除く。⑷反社会的勢力と認められる者
3　入札者に求められる義務等　参加希望者は入札説明書に示す資料等を平成25年４月19日午後５時00分までに下記４に示す場所に提出すること。
4　問合せ先等　〒900―8799 沖縄県那覇市壺川３－３－８　日本郵便株式会社那覇中央郵便局業務企画室　担当　金城　浩子　電話098―834―2134
5　その他　⑴入札の無効　入札参加に必要な条件を満たさない者の入札及び入札の条件に違反した入札　⑵手続で使用する言語・通貨　日本語・日本国通貨　⑶契約保証金　不要　⑷落札者は予定価格の範囲内で、最低価格の入札を行った者とする。⑸詳細は入札説明書による。
6　Summary　⑴Contracting entity: Yoshikatsu Hanashiro, Postmaster of Naha-chuo Post Office, Japan Post Co., Ltd.　⑵Classification of the products to be procured: 2　⑶Nature and quantity of the products to be purchased: About 89,000 liter of Gasoline and About 18,000 liter of Diesel oil　⑷Delivery period: From 1 May, 2013 through 31 March, 2014　⑸Delivery place: By specification　⑹Time limit for tender: 5: 00 PM 19 April, 2013　⑺Contact point for the notice: Kouko Kinjyo, Naha-chuo Post Office, Japan Post Co., Ltd. 3―3―8 Tsubogawa, Naha-city, Okinawa, 900―8799 Japan. TEL 098―834―2134

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成25年2月27日
契約責任者
　株式会社ゆうちょ銀行　執行役副社長
　間瀬　朝久
◎調達機関番号　411　◎所在地番号　13
1　調達内容
⑴　品目分類番号　7
⑵　購入品名及び数量　男子ジャケットS　2,730着（予定）他１点
⑶　購入物品の特質等　入札説明書による。
⑷　納入期限　第１回　平成25年９月20日（予定）　最終　平成27年３月27日
⑸　納入場所　入札説明書による
⑹　入札、開札の日時及び場所　平成25年５月９日午後１時10分　日本郵政ビル１Ｆ入札室
2　競争参加資格
⑴　下記ア、イ、ウ及びエに該当しない者であること。
ア　当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。ただし、制限行為能力者であって契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
イ　下記各号の一に該当すると認められる者でその事実があった後２年間を経過していない者。代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。
㈠　契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
㈡　公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者
㈢　競争の参加を妨げ、又は契約の締結若しくは履行を妨げた者
㈣　監督又は検査に際し職務の執行を妨げた者
㈤　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
㈥　その他、会社に損害を与えた者
ウ　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立をした者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立をした者。ただし、更生手続又は再生手続の終結の決定を受けた者を除く。
エ　前各号に掲げる者のほか、反社会的勢力と認められる者。なお､反社会的勢力とは、暴力団、国際犯罪組織、国際テロリスト、社会運動標ぼうゴロ等、その他次の各号に掲げる者をいう。
㈠　会社が提供するサービスを不正に利用し、又は不正な目的をもって利用する者